

貸付限度額変更申請書

年 月 日

公益財団法人大阪府育英会 理事長 様

保護者等の収入状況に変動があり、貸付限度額の見直しを希望するため、所得を証明する書類を添付のうえ届け出ます。

学 校 名		課 程	学 科 (コ ー ス)	学 年
決 定 番 号	フリガナ			印
— —	奨 学 生 (借用人)			

添付する「所得を証明する書類」の保護者等氏名と、奨学生から見た続柄(父、母など)を記入してください。

保護者等氏名(1)	続柄	保護者等氏名(2)	続柄

収入状況が変動した理由及びその状況(※必ずご記入ください)

【添付書類・注意事項】

1. 保護者全員の収入に関する証明書(課税証明書等)を添付して提出してください。

ただし、提出された証明書により、配偶者が「同一生計配偶者」または「控除対象配偶者(一般)」であることが確認できる場合(「*」「★」「有」等の表示がある場合)は、配偶者の証明書の提出は不要です。
※配偶者特別控除の適用を受けている場合は、配偶者の証明書も提出してください。

2. 審査のため、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

【以下、学校記入欄】

上記内容を確認しましたので届け出ます。

学校名

学校長名

奨学金担当者 氏 名

添付する書類は、下記 ① から ④ のいずれかの書類です。

※ 収入に関する証明書は、申請時点で取得できる最新のものを提出してください。

なお、毎年6月頃に新年度の課税証明書等が発行されるため、発行後は新年度の課税証明書等を提出してください。

証明書はコピーでも提出可能ですが、年度、氏名等の記載事項が確認できるものを提出してください。また、証明書が複数ページにわたる場合は、すべてのページをコピーのうえ提出してください。

① 住民税を給料から差し引かれている方（給与所得者など）

● **市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)**

※この通知書は、5月下旬から6月中旬に勤務先を経由して交付されます。

② 住民税を市町村や銀行等の窓口で納めている方（自営業者など）

● **市(町村)民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書**

※この通知書は、6月頃に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されます。

③ 上記①または②の書類が提出できない方、住民税が非課税の方

● **市(町村)民税・府民税課税証明書**

※この通知書は、現在の住所地ではなく原則として当該年度の1月1日時点の住所地の市区町村で発行されます。転居された場合はご注意ください。

【注意】市区町村から「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）」の発行があった場合は、併せて提出してください。

④ 生活保護受給世帯の方

● **生活保護受給(適用)証明書(市区町村により証明書の名称が異なります)**

※当会に提出する日から3か月以内に発行されたものを提出してください。

住所地の市区長福祉事務所等で交付を受けてください。

※当会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

※※ 受付できない書類 ※※

- ・源泉徴収票
- ・非課税通知書
- ・生活保護決定通知書
- ・確定申告書(控)
- ・納税証明書

…下記の書類は、受付できません。

(別紙1)

所得を証明する書類(課税証明書等)で、所得判定額251,100円未満と証明できない場合は、貸付限度額変更申請書の「収入状況が変動した理由及びその状況」欄に詳細を記入し、下記の証明書を提出してください。

親権者 所得の収入減の理由		追加提出する証明書等	
離婚		ひとり親家庭医療証(コピー) または 児童扶養手当証書(コピー) または 世帯全員の住民票(続柄表示・最近発行3ヶ月以内の原本)	－
転職		支払見込証明書(勤務先発行のもの) 等	－
失職		雇用保険受給資格者証 等	コピー可
死亡		死亡診断書 等	
休職		休職がわかる医師の診断書 等	
退職		退職証明書 等	
行方不明・失踪		警察署の行方不明者届受理証明書 等	
別居		原則両親の収入で判定します。 但し、育児等の協力を得られない場合は、貸付限度額変更申請書の「収入状況が変動した理由及びその状況」に詳細を記入してください。	－

※当会が必要と認める場合は、上記証明書以外の書類提出を求める場合があります。